

# 営業許可制度の見直し・営業届出制度の創設

## ◎要許可業種

食中毒のリスクや事業者の営業実態等を考慮して業種を見直し、**公衆衛生に与える影響が著しい営業**として、**32業種**が定められました。

見直し内容	見直し後の業種
新設する業種	漬物製造業、液卵製造業、水産製品製造業、複合型そうざい製造業 など
統合し、1業種での対象食品を拡大する業種	飲食店営業、菓子製造業、みそ又はしょうゆ製造業 など
再編する業種	密封包装食品製造業
許可から届出に移行する業種	乳類販売業、包装された食肉の販売業、包装された魚介類の販売業 など
廃止する業種（見直し前の業種）	乳酸菌飲料製造業、ソース類製造業 など

## ◎要届出業種

要許可業種と届出対象外の業種を除く**すべての食品等事業者**が対象になります。  
要届出業種は、届出後に届出事項に変更があった場合や営業を廃止した場合にも届出が必要です。

要届出業種の例	
許可不要の食品製造業	米粉、小麦粉、食酢、こんにゃく、寒天、干しいも、鶏卵選別包装、カレー粉、パン粉、 <sup>ひ</sup> 麩、海藻加工品 など
温度管理が必要な食品の販売業	容器包装に入れられた食肉、容器包装に入れられた魚介類、牛乳・乳製品、冷凍食品 など
包装されていない食品の販売業	食品の量り売り など
許可不要の調理業	屋内に設置され一定の要件を満たすコップ式自動販売機、1回20食程度以上の集団給食施設
食品の貯蔵をする営業（常温保存以外）	冷凍冷蔵倉庫業
合成樹脂製の器具・容器包装製造業	プラスチック食器・調理器具、食品用ラップフィルム、ペットボトル、発泡スチロールトレイ、食品製造用機械・調理用家電及びその部品 など

## ◎届出対象外の業種

公衆衛生に与える影響が少ない営業として規定された業種で、HACCPの制度化で **事業者C** に分類される事業者及び合成樹脂を原材料に使用しない器具・容器包装の製造業です。

## ◎食品衛生責任者の設置

要許可業種だけでなく、**要届出業種にも食品衛生責任者の設置が義務づけられました。**  
食品衛生責任者の資格要件は次のとおりです。

- ①食品衛生監視員又は食品衛生管理者
- ②調理師、製菓衛生師、栄養士、船舶料理士、と畜場法に規定する衛生管理責任者・作業衛生責任者、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する食鳥処理衛生管理者
- ③知事が行う又は知事が適正と認める講習会の受講者

※食品衛生責任者養成講習会は、一般社団法人兵庫県食品衛生協会にて実施しています。  
(協会ホームページ) <http://www.saturn.dti.ne.jp/~hgshokyo/>

 さらに詳しい新たな許可・届出制度

# 営業許可制度の見直し・営業届出制度の創設

## ◎営業許可制度の見直し 新しい業種と必要な手続きを確認しましょう。

	新許可業種	業の範囲	変更の概要・留意点等
1	飲食店営業 【統合】	食品を調理*し、又は設備を設けて客に飲食させる営業	※その場で客に飲食させるか、又は短期間のうちに消費されることを前提に、飲食に最も適するように食品を加工成形すること ●喫茶店営業を統合
2	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 【一部届出へ】	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	●自動販売機による飲食店営業と喫茶店営業を統合し、単独の業種として規定 ●屋内に設置され、自動洗浄機能等一定の要件を満たす場合は届出対象
3	食肉販売業 【一部届出へ】	鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む）を販売する営業	●容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態の販売する営業は届出対象 ●未加熱のとんかつ等半製品の調整は可。これを調理し完成品を販売する場合は飲食店営業の許可が必要
4	魚介類販売業 【一部届出へ】	店舗を設け、鮮魚介類（冷凍したものを含む）を販売（小売・仲卸）する営業	●容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態の販売する営業は届出対象 ●魚介類を生きた状態で販売する営業、魚介類競り売り業を除く ●附帯的な調理（魚介類をゆでる、焼くなど）可
5	魚介類競り売り営業	魚介類市場で鮮魚介類を競り売り等*による取引引きにより販売する営業	※入札、相対による取引引きを含む ●仲卸は含まれない
6	集乳業 【対象食品を整理】	生乳*を集荷し、これを保存する営業	※搾乳後殺菌等の処理が行われていない動物の乳 ●生牛乳、生山羊乳だけでなく、生乳全般が対象 ●豆乳は動物の乳ではないため対象外
7	乳処理業 【対象食品を整理】	生乳*を処理し、若しくは飲用に供される乳を製造（小分け含む）する営業	※集乳業に同じ ●牛乳、山羊乳だけでなく、動物乳全般が対象 ●乳製品（飲料に限る、乳酸菌飲料含む）、清涼飲料水も製造可
8	特別牛乳搾取処理業	牛乳を搾取し、特別牛乳に処理する営業	
9	食肉処理業	食用に供する目的で鳥*1若しくは獣畜*2をとさつ・解体し、又は解体された鳥獣の肉、内臓等を分割・細切する営業	※1 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する食鳥以外の鳥をいう ※2 と畜場法に規定する獣畜以外の獣畜をいう ●複合型ソーゼい製造業、複合型冷凍食品製造業を除く ●小売り販売も可
10	食品の放射線照射業	食品に放射線を照射する営業	●ばれいしょの発芽防止の加工のみ認められている
11	菓子製造業 【統合】	菓子（パン及びあん類を含む）を製造する営業	●あん類製造業を統合 ●複合型ソーゼい製造業、複合型冷凍食品製造業を除く ●完成品を製造する営業であり、菓子種の製造は含まれない ●調理パンも製造可 ●客が購入した菓子やパンに飲料を添えて施設内での提供も可
12	アイスクリーム類製造業	アイスクリームその他液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品*を製造する営業	※ アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデー、みぞれ等 ●ソフトクリームミックスも製造可
13	乳製品製造業 【対象食品を整理】	乳製品*（アイスクリーム類を除く）及び乳酸菌飲料を製造する営業	※乳等省令に規定する乳製品（クリーム、バター、チーズ、粉乳、練乳、発酵乳、乳飲料等） ●乳酸菌飲料（無脂乳固形分3.0%未満を含む）も製造可 ●製造は小分けを含む（固形物の小分けを除く） ●固形物の小分けは、食品の小分け業の対象
14	清涼飲料水製造業 【対象食品を整理】	生乳を使用しない清涼飲料水又は乳製品（飲料に限る）を製造（小分け含む）する営業	●生乳を使用しない乳酸菌飲料製造業を統合 ●生乳を使用しない乳飲料も製造可
15	食肉製品製造業 【対象食品を整理】	ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの（食肉製品）を製造する営業	●食肉・食肉製品を使用したソーゼいも製造可 ●食肉製品製造のための食肉の細切・分割は、食肉処理業の許可は不要
16	水産製品製造業 【新設】	魚介類その他の水産動物*又はその卵を主原料とする食品を製造する営業	※魚、貝類、イカ、タコ等のほか、クジラ、カエル、カメなども含む ●複合型ソーゼい製造業、複合型冷凍食品製造業を除く ●魚肉練り製品（かまぼこ、ちくわ等）の製造を含む ●水産動物等又は水産動物等を主原料とした食品を使用したソーゼいも製造可 ●ワカメなどの海藻の製造・加工は対象外
17	氷雪製造業	氷を製造する営業	
18	液卵製造業 【新設】	鶏卵から卵殻を取り除いたものを製造（小分け含む）する営業	●液卵とは鶏卵の内容物のみを集めたものであり、卵白だけ・卵黄だけのものも対象

	新許可業種	業の範囲	変更の概要・留意点等
19	食用油脂製造業 【統合】	食用油脂を製造する営業	●マーガリン又はショートニング製造業を含む（統合）
20	みそ又はしょうゆ製造業 【統合】	みそ又はしょうゆを製造する営業	●みそ製造業としょうゆ製造業を統合 ●みそ加工品（粉末みそ、調味みそなど）も製造可 ●しょうゆ加工品*（つゆ、たれ、だし入りしょうゆなど）も製造可 ※原料に占めるしょうゆの重量割合が上位3位以内かつ5%以上のもの（製造時に添加した水は原料として換算しない）に限る
21	酒類製造業	酒類を製造（小分け含む）する営業	
22	豆腐製造業 【対象食品を整理】	豆腐を製造する営業	●豆腐又は豆腐の製造に伴う副産物（おから等）を主原料とする食品（焼豆腐、油揚げ、生揚げ、がんもどき、ゆば、凍り豆腐、豆乳（清涼飲料水を除く）、おからドーナツ等）も製造可
23	納豆製造業	納豆を製造する営業	
24	麺類製造業	麺類を製造する営業	●複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業を除く ●調理麺（ねぎ、天ぷら、油揚げ、チャーシュー、コロッケ、カレー等を添付したもの）も製造可
25	そうざい製造業 【対象食品を整理】	通常副食物として供される煮物、焼物、揚物、蒸し物、酢の物、あえ物又はこれらの食品と米飯その他の主食と組み合わせた食品を製造する営業	●食肉製品製造業、水産製品製造業、豆腐製造業、複合型そうざい製造業、冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業を除く ●そうざいに米飯やパンを組み合わせた食品も製造可 ●そうざいには、そうざい半製品（衣を付けた油で揚げていないコロッケ等）が含まれる
26	複合型そうざい製造業 【新設】	そうざい製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品を製造する営業を除く）、麺類製造業に係る食品を製造する営業	●HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限る ●高度な衛生管理を行うことを条件として、食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業、麺類製造業の営業許可の取得を免除
27	冷凍食品製造業 【新設】	そうざい製造業に係る食品を製造し、その製造された食品の冷凍品*を製造する営業	※「食品、添加物等の規格基準」に規格基準が定められている冷凍食品の製造が対象 ●小売販売用に包装された農水産物の冷凍品も対象 ●複合型冷凍食品製造業を除く
28	複合型冷凍食品製造業 【新設】	冷凍食品製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品を製造する営業を除く）、麺類製造業に係る食品（冷凍品*に限る）を製造する営業	※「食品、添加物等の規格基準」に規格基準が定められている冷凍食品の製造が対象 ●HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限る ●高度な衛生管理を行うことを条件として、食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業、麺類製造業の営業許可の取得を免除
29	漬物製造業 【新設】	漬物を製造する営業	●漬物を主原料として調味加工した漬物加工品の製造も可（例：高菜漬炒め、味付けザーサイ、味付けメンマなど）
30	密封包装食品製造業 【再編】	密封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品）であって、常温で保存が可能なもの*1を製造する営業（本表の1～29の営業を除く）	※1 常温で保存した場合においてボツリヌス菌その他の耐熱性の芽胞を形成する嫌気性の細菌が増殖するおそれのないことが明らかでない食品であって厚生労働省令で定めるもの*2を除く ※2 食酢（すし酢含む）、はちみつ ●従来のソース類製造業の対象のうち、密封包装された低酸性食品は対象（その他は届出対象）
31	食品の小分け業 【新設】	許可を要する製造業*において製造された食品（既製品）を小分けして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業	※菓子製造業、乳製品製造業（固形物に限る）、食肉製品製造業、水産製品製造業、食用油脂製造業、みそ又はしょうゆ製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業、冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業、漬物製造業 ●製造に付随する小分け行為は含まない ●小分け行為がその食品の製造に含まれる営業は対象外 ●調理や小売販売における小分け行為は対象外
32	添加物製造業	添加物*を製造（小分け含む）する営業	※食品衛生法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物（添加物製剤含む） ●規格が定められた添加物を用いた添加物製剤の製造も対象 ●規格が定められていない添加物製剤の小分けは対象外

○許可から届出に移行する業種 乳類販売業（常温保存可能なロングライフ牛乳等の販売を含む）、氷雪販売業、冷凍冷蔵倉庫業  
○廃止する業種 乳酸菌飲料製造業、ソース類製造業、缶詰又は瓶詰食品製造業

## ◎経過措置

施行時（令和3年6月1日）に、既に営業を行っている事業者が経過措置の対象となります。  
施行後に新たに営業を行う事業者は、営業開始前に許可又は届出の手続きが必要です。

改正前区分	改正後区分	経過措置期間等
許可業種	許可業種	施行前の許可は有効期限まで有効
許可業種	届出業種	施行時に届出済みとみなす（届出不要）
許可業種以外	許可業種	施行後3年間の経過措置期間（R6.5.31まで）
許可業種以外	届出業種	施行後6ヶ月間の経過措置期間（R3.11.30まで）